

1. 使用料および手数料等の適正化

使用料および手数料等（以下、「使用料等」という。）の料金設定に当たっては、提供する行政サービスは「利用する特定の者が利益を受けるもの」であることから、利用する者と利用しない者との立場を考慮した「市民負担の公平性」を図ることが必要です。

この場合、その料金が受益の程度に応じた額であることが基本であり、それを下回った額であれば、その差額は市税等の一般財源で補填されることとなり、結果として「市民負担の公平性」が損なわれることとなります。

したがって、使用料等は行政サービスに係るコストに対応した料金であることが求められ、適正な改正を行い、受益と負担の適正化を図ることが必要であることから、「草津市行政経営改革プラン（令和3年度～令和6年度）」に基づき、令和5年4月からの施行に向け、見直しを行うものです。

2. 本市の現行使用料等の改訂状況

本市における使用料等については、物価や所要経費の変動等に対応した適正な受益者負担を求めするために、3～5年ごとの見直しをルール化しており、前回の平成29年度の見直しから5年目の今年度に全庁的な見直しを行います。

3. 見直しの対象範囲

全ての会計における以下の費目を対象とします。

(1) 使用料

e x) 行政財産使用料、各施設の貸館使用料 等

(2) 手数料

e x) 諸証明発行手数料、開発行為許可等手数料、一般廃棄物処分手数料 等

(3) 分担金、負担金

e x) 児童育成クラブ入会費 等

(4) 諸収入

e x) コピーサービス使用負担金、広報くさつ広告掲載料 等

なお、以下に該当するものは見直しの対象外とします。

- ・ 国県等の基準によるもので裁量の余地がないもの
- ・ 審議会等の答申により使用料等を決定しているもの
- ・ 経営計画等により別途定期的な見直しを行っているもの
- ・ 指定管理者制度の利用料金制を採用しているもの
- ・ 契約書・協定書等で別途定めているもの

4. 見直しの基本的な考え方

行政の一貫性の観点から、原則として、前回見直し時（平成29年度）の考え方を踏襲し、時点修正を行います。

また、使用料等の料金設定については、積算による適正料金の算定を原則とし、近隣市や類似施設等との均衡も考慮し、決定します。

前回見直し時の考え方

料金の算定に当たっては、そのサービスが、

- ア. 利益が広く市民に及ぶものか、ある特定の者のみに及ぶものか
- イ. 民間等との競合的サービスか
- ウ. 公営企業的サービスか
- エ. 代替施設があるか

等に、着目し、

- A** 利益が特定される企業的なサービスで、利用者の負担によって必要な経費を賄うべきもの
- B** 利用（受益）している時間またはサービスの処理に要する時間に応じて必要な経費について、負担を求めるもの
- C** 公益性や、国・県基準を考慮し、負担を求めるもの

に整理し、維持管理費や1件（1人）当たりのコストを基準としつつ、利用形態や類似施設とのバランス等を考慮して算定する。

区分	具体例	所要経費と使用料等との関係
A	広告掲載料 駐輪場使用料	現在の利用状況をベースに所要経費を回収することの可能な料金とする。
B	会議室使用料 諸証明発行手数料	所要経費をベースに算定するが、利用し、受益している時間に直接必要な経費を回収することを考慮した料金とする。
C	社会体育施設使用料 開発行為許可等手数料	所要経費をベースに算定するが、公益性や国県等の基準を考慮した料金とする。

(1) 使用料等の設定の基礎とした計算式

①施設使用料

「年間所要経費／年間貸館時間／施設使用（貸室部分）に係る対象面積の合計
×使用室面積×使用時間数」

※年間所要経費には、貸館に係る維持管理費{人件費相当人数分（業務に係る時間按分等）、消耗品費、光熱水費、維持補修費等}を抽出し、原則として、令和元年度～令和3年度決算額の平均値とします。

※年間稼働率 100%で所要経費を回収する算定であることから、年間貸館時間については、「午前・午後・夜間等の区分ごとの時間数の計×年間開館日数」により積算します。

※各施設の負担率等については、下記のとおりです。

項目	基準
ホールの負担率	75/100 に統一
休日等の負担率	150/100 に統一
午後区分の加算率	加算なし
夜間の加算率	130/100 に統一
軽運動室の負担率	50/100 に統一

※上記以外は 100/100 で積算

②各種証明手数料

「年間所要経費（発行コスト）／年間総発行件数（有償・無償の合計件数）」

③講座受講料

「講師謝礼／講座定員数」

(2) 使用料等の設定の基礎とした経費

需用費、役務費、委託料、光熱水費等は、原則、直近3年間（令和元年度～令和3年度）の実績数値の平均値とし、正規職員に係る人件費は、令和3年度の普通会計ベースの人件費平均額を標準人件費とします。

(3) 使用料等の設定の基礎とした時間

利用（受益）している時間またはサービスの処理に要する時間を基礎とします。

(4) 激変緩和措置について

今回の使用料等の見直しにより、現行の料金が大幅に値上げとなる場合は、利用者負担が急激に増加し、大きな影響を及ぼすことから、これを避けるため、原則、現行料金の1.5倍を改定の上限とします。

(5) 消費税率引上げの取扱い

令和元年10月から消費税率が10%となっていることを踏まえ、直近3年間の実績（令和元年～令和3年度）に基づき積算する場合は、令和元年度の4月から9月までの実績のうち、軽減税率が適用されるものを除いて、消費税率8%から10%に置き換え、積算します。

(6) 新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の維持管理費等がコロナ禍前と比べて抑制されている場合は、原則、その影響が出る前の実績に応じて積算します。

(7) 会計年度任用職員制度への移行の影響について

令和2年度から会計年度任用職員制度へと移行したことにより、人件費の増加、会計年度任用職員が担う業務範囲の変更等が生じていることに留意し、会計年度任用職員に係る人件費については、令和3年度の実績に基づき積算します。

5. 今回の改定の概要

(1) 対象件数

項目	据置き	引上げ	引下げ	別途 検討	制度の 見直し	合計
使用料	21	3	2	7	0	33
手数料	38	1	2	0	1	42
負担金	2	0	0	1	0	3
諸収入	48	2	2	0	0	52
合計	109	6	6	8	1	130

※各項目の詳細は別紙「使用料・手数料等見直し結果一覧」参照

増減見込額 94,240 千円

(2) 改定項目

別紙「改定項目一覧」のとおり

(3) 別途検討とした項目

別紙「別途検討一覧」のとおり

(4) 今回の一斉見直しによる効果

① 負担の適正化

定期的な見直しを実施することにより、利用する者と利用しない者との立場を考慮した「市民負担の公平性」を図るとともに、適正な受益者負担の確保につながります。

② 市民等への説明責任

統一した算定基準により施設の使用料等を見直したことで、各施設等の単価設定根拠が明確となり、使用料等の改定に関して、市民等への説明責任を果たすことが可能となります。

6. 今後の見直しについて

(1) 見直しのサイクル

3～5年ごとの定期的な見直しをルール化しており、令和7年度以降に見直しを行います。

(2) 市民サービス向上のための継続的な取組

今後も、公共施設等における指定管理者制度の活用や、事務の外部委託化の推進等により、経費節減に努めるとともに、施設の利用環境や市民サービスの向上のための取組を推進します。